

2019年度しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金募集要領

1. 目的

本補助金は、県内企業等における女性活躍推進に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組みに対して支援するものです。

2. 補助対象事業者

(1) 企業支援事業

次のいずれにも該当すること

- ・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であり、かつ一般事業主行動計画を島根労働局に届け出ていること
- ・中小企業事業主（※1）であること
- ・雇用保険適用事業主であること
- ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること

（※1）中小企業事業主：常時雇用する労働者の数が300人以下の、事業の経営の主体である個人又は法人もしくは法人格がない社団もしくは財団

(2) 団体支援事業

次のいずれにも該当すること

- ・「しまね女性の活躍応援企業」登録団体であること
- ・5者以上の民間事業主で構成する団体であり、かつ、その構成員の2/3以上が中小企業事業主であること

※ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者(以下、「みなし大企業」という)は、補助対象者から除きます。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助金の交付回数

当該補助金は、次に掲げる経費によって区分を設け、過去にいずれかの区分で補助金の交付を受けた者は同じ区分で交付を受けることはできません。

① 別表の「施設・設備等整備費」

② 別表の「施設・設備等整備費」以外の経費

※過去に「備品購入費」又は「工事請負費」の交付を受けた場合は、「施設・設備整備費」以外の経費、「備品購入費」又は「工事請負費」以外の区分で交付を受けた場合は「施設・設備等整備費」の区分についてのみ申請することができます。ただし、採択にあたっては、新規の応募者を優先します。

※①及び②の補助金を合算した額は下記8の補助金額を上限とします。

4. 補助対象事業

(1) 企業支援事業

- ・一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る取組み（事業）

(2) 団体支援事業

- ・「しまね女性の活躍応援企業」登録申請書類の「県版行動計画」に記載された、働く女性の活躍推進の取組み（事業）

※補助事業の実施にあたっては、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

5. 補助対象経費

別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの

6. 補助対象事業費額

300 千円から 2,000 千円

7. 補助率

補助率は次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(1) 企業支援事業

- ① 小規模企業（※2）及び主たる事業所を中山間地域・離島（※3）に有する中小企業事業主 2/3 以内
- ② ①以外の事業主 1/2 以内
（※2）小規模企業：常時雇用する労働者の数が20人以下の企業
（※3）中山間地域・離島：島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に基づく中山間地域

(2) 団体支援事業

- ① 主たる事務所を中山間地域・離島に有する団体 2/3 以内
- ② ①以外の団体 1/2 以内

8. 補助金額

- ① 補助率 2/3 の場合 200 千円から 1,333 千円
- ② 補助率 1/2 の場合 150 千円から 1,000 千円

9. 事業実施期間

交付決定の日から 2020 年 3 月 31 日まで

10. 募集期間

募集開始から 2019 年 5 月 10 日（金）17 時（必着）

11. 応募方法

交付申請書（様式第1号）及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室まで郵送または持参により提出してください。（様式を含む補助金交付要綱はホームページに掲載しています。）

12. 審査、交付決定

申請のあった事業について、必要に応じて個別にヒアリング等を行うとともに、「審査委員会」（5月下旬予定）において審査の上、予算の範囲内において交付決定（6月上旬予

定)を行います。

また、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があるとともに、交付決定に当たっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

13. 審査項目

審査項目は、概ね次のとおりです。

- ① 一般事業主行動計画または県版行動計画に記載された課題や目標に対して効果的な事業であるか
- ② 社員または会員の意見や要望が反映された事業であるか
- ③ 他の企業または団体に対する波及効果が期待できるか

14. 情報公開

採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。

15. 申請書類の提出先（問合せ先）

島根県環境生活部環境生活総務課 男女共同参画室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL : 0852-22-5629 FAX : 0852-22-5636

E-mail : danjokyodo@pref.shimane.lg.jp

別表

区分	補助対象経費
施設・設備等整備費	・施設、設備の工事請負費 ・購入価格5万円以上の物品の購入費
施設・設備等整備費以外の経費	・研修会等に係る謝金、旅費(日当は除く) ・消耗品費(食糧費は除く) ・印刷費 ・事業の実施に係る委託料(工事の設計に係る経費は除く) ・会場使用料 ・研修会等受講料 ・その他知事が必要と認める経費(人件費は除く)